

ぎゃくたい

# STOP!虐待! みんなで守ろう子どもの今と未来 「北九州市子どもを虐待から守る条例」のあらまし



## 目的

本条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とします。

## 基本理念

- ・虐待は重大な人権侵害であり、決して行ってはならない。
- ・子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益や安全を最優先に考える。
- ・何人も虐待を見逃さず、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努める。

## 市の責務(第4条)

- 子ども及び保護者が孤立しない地域社会の形成に向けた活動への支援を行う。
- 虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先する。
- 虐待を受けた子どもの保護や支援に携わる人材の確保や育成に努める。
- 虐待の防止等のための調査研究や検証を行う。

## 市民の責務(第5条)

- 虐待の防止に努めるとともに、市が実施する施策への協力等に努める。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する。
- 市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努める。

## 保護者の責務(第6条)

- 虐待を決して行ってはならない。
- 子どもの養育に際して人権を尊重し、子どもの心身の成長と発達を図るよう努める。
- 市が行う子どもの安全の確認や安全の確保に協力する。

## 虐待から子どもを守るために



## 未然防止(第12、13、14条)

- 市は、子育てに関する支援を充実させるよう努める。
- 市は、幼稚園、保育所その他の子育てに対する支援を行う関係機関等に対し、必要な支援を行う。
- 市は、安全を確認できていない子どもの情報を把握し、子どもの安全の確認に努める。

## 関係機関等\*の責務(第7条) \*学校、児童福祉施設、病院など

- 虐待の防止に努める。
- 市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努める。
- 児童養護施設は、その専門性を生かし、地域社会と連携しながら、子ども及び保護者への支援に努める。
- 学校その他の教育機関は、現に教育を受けられない子どもがいた場合は、教育を受けられるよう必要な対応を講ずる。

## 事業者の責務(第8条) \*コンビニやタクシーの事業者など

- はいがいしている子どもへの声かけを行う。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告する。

## 早期発見及び早期対応(第15、16条)

- 市は、虐待を早期に発見できるよう、市民、関係機関等及び事業者との連携を一分に図る。
- 市は、通告があった場合は、互ちに虐待に係る調査を行い、当該通告に係る子どもを直接目視するなど安全の確認を行うための措置を行う。

## 虐待を受けた子ども等に対する支援(第17、18条)

- 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようするため、支援を行う。
- 市は、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導及び支援を行う。

## 子どもの虐待ってどんなことをいうの?



### 身体的虐待

- 殴る・蹴る・叩く・投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- 戸外に締め出す
- あざや火傷など外傷を負わせる
- 産れさせる
- 首を絞める

### 性的虐待

- 子どもへの性的行為(そそのかしを含む)
- 性的行為を見せる
- ボルノグラフィの被写体とする

### ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

- 衣食住のせまさをしない
- 重大な病気になるまで病院へ連れて行かない
- 乳幼児を家や二に放置する
- 子どもの意思に反して学校に登校させない
- 保護者以外の人による虐待を放置する
- ひどく不衛生にする

### 心理的虐待

- 言葉による押し付け
- 拒否的な態度や無視
- きょうだい間で差別的な扱い
- 自尊心を傷つける言動
- 子ども目の前で配偶者や家族に暴力や暴言を行う(面前DV)

## ワンポイント解説!

### 第5条関係(市民の責務)

市民は多岐の公共理念を具現し、虐待の防止に努めることや、通告義務について規定しています。通告が子どもを虐待から守るだけでなく、子育てに積極的保護者への支援の一環点であることを、私たちに市民は理解する必要があるとします。

### 第7条関係(関係機関等の責務)

関係機関等とは、児童虐待防止法第9条で「児童虐待を発見しやすい場所にある、学校、児童福祉施設、病院その他の子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師などです。関係機関等のうち、虐待にたいして専門性を持つ児童福祉施設及びその他の教育機関の責務が本条例でも規定されています。

### 第8条関係(事業者の責務)

児童福祉施設に行かずに、または深夜にはいがいしている子どもに対して声かけを行うなど、事業者が業態に応じて虐待の兆候の把握をすること、また、虐待を受けたと肌られる子どもを発見した場合の通告義務について規定しています。

